

木曜日

専門

業界

星

(夕刊)

1892年3月11日第3種郵便物認可

# 政党紙配布二審有罪

## 公務員の政治行為「禁示止は合憲」

2005年9月の総選挙の投票日前日、東京都内の警視庁職員官舎の集合ポストと共に産党機関紙「しんぶん赤旗」の号外を配ったとして、国家公務員法違反（政治的行為の制限）の罪に問われた厚生労働省元課長補佐・宇治橋真一被告（62）の控訴審で、東京高裁は13日、求刑通り罰金10万円とした一審・東京地裁判決を支持し、被告の控訴を棄却する判決を言い渡した。被告側は上告した。

（山本亮介）

（14面に関係記事）

### 逆転無罪は高裁判断割れる

出田孝一裁判長は「政治的活動を禁止する国公法の規定は全面的に合憲。休日に職場と関係ない場での活動であつても、自由に放任すれば、行政組織内に政治的対立を生じ、行政への不当な政治的介入を招く弊害を否定できない」との判断を示した。

同様の訴訟では、休日に同じ共産党機関紙などを配つ

た旧社会保険庁（現日本年金機構）職員に対し、東京高裁の別の裁判長が今年3月、「罰則規定の適用は限度を超えた制約で違憲」と判断し、一審の執行猶予つき罰金の有罪判決を破棄して無罪を言い渡している。国家公務員の政治的活動に対する司法判断が高裁判レベルで正反対に分かれ形。3月の高裁判決について

たとえば、最高裁判の判断が注目される。今回の控訴審も、国家公務員の政治的活動を禁じた法律の規定が表現の自由を保障しないとの判断だった。

判決は、60年代に社会党（当時のポスター）を掲示・配布したことで同罪に問われた「猿払事件」で、当時は国

でもすでに上告されており、最高裁の判断が注目される。それでも政治的活動を禁止する規定は合憲といふ、配布行為に適用することとは違憲と判断した。一方、公務員が政治的に中立であることは、行政に対する国民の信頼を維持するために重要だと指摘し、政党の機関紙配布の禁止は「合理的で必要やむを得ない限度を超えるものとは認められず、憲法には違反しない」と述べた。

そのうえで宇治橋被告の行為への規定適用について検討。一審判決と同様に「選挙の規定が表現の自由を保護する憲法に違反するかどうかが争点だった。

二つの判決は猿払判決後の社会の変化をどう見たか、で分かれた。3月の判決は表現の自由を重視する「民主主義の成熟」を背景に「国家公務員の政治活動を全面的に禁止するのではなく、罪に問われる行為について、その職権や職種、行為があつた時間や場所などを踏まえて検討すべきだ」と指摘した。一方、この日の判決は「社会の変化を踏まえて改めるべき点はない」と判断。

（勤務時間外の勧誘、署名活動、集会で政治目的を持つ意見を述べることなどが禁じられている。人事院規則で具体的な禁止行為が定められ、政黨や政治団体の機関紙の発刊や編集、配布のほか、政党へ

公務員の政治的行為による人事院規則で具体的な禁止行為が定められ、政黨や政治団体の機関紙の発刊や編集、配布のほか、政党へ

の勧誘、署名活動、集会で政治目的を持つ意見を述べることなどが禁じられている。人事院規則で具体的な禁止行為が定められ、政黨や政治団体の機関紙の発刊や編集、配布のほか、政党へ

折込広告は、街に、人に、いちばん近い広告です。

0120-75-4611  
www.asaori.co.jp

全国主要新聞への  
折り込み取扱い

朝日アド